

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認東北地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	18 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	12 件

## 東北（青森）国民年金 事案 1801

### 第1 委員会の結論

申立人の平成4年10月から5年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月から5年2月まで  
私は申立期間の国民年金保険料を納付したと母から聞いているので、領収書は残っていないが、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間であり、申立期間を除いて申立人の国民年金保険料が未納とされている期間は無上、申立人の保険料を納付したとする申立人の母親も国民年金の加入期間において保険料が未納とされている期間は無上。

また、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿（電子データ）によれば、国民年金被保険者資格の新規取得に係る処理が平成5年4月7日に行われていることが確認できることから、この頃、申立人の国民年金の加入手続が行われたものと推認され、当該加入手続が行われた時点では、申立期間の国民年金保険料は納付することが可能であった。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 東北（宮城）厚生年金 事案 3106

### 第1 委員会の結論

申立人の株式会社A（現在は、株式会社B）における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和45年3月20日、資格喪失日は49年2月20日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年3月から同年9月までは2万2,000円、同年10月から49年1月までは2万6,000円とすることが妥当である。

また、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和46年2月21日であると認められることから、上記訂正後の資格喪失日に係る記録を同年2月21日に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月20日から49年2月20日まで

私は、高校卒業後の昭和45年3月20日から46年2月20日まで、株式会社Aに勤務したが、年金事務所において厚生年金保険の加入記録を確認したところ、同社における45年3月20日から49年2月20日までの被保険者記録が未統合となっていることが分かった。

しかし、私が株式会社Aを退職したのは昭和46年2月20日であり、その後20歳になった同年\*月からは国民年金に加入した。

株式会社Aにおいて実際に勤務した期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び株式会社Aの健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人（旧姓）と同姓同名で、同じ生年月日の者が、同社において昭和45年3月20日に被保険者資格を取得し、49年2月20日に被保険者資格を喪失している記録が確認でき、当該記録は基礎年金番号に未統合の記録となっている。

また、株式会社Bから提出された人事関係資料及び同社の回答から、申立人が当該事業所に勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、当該未統合記録は申立人に係るものであると認められ、株式会社Aの事業主は、申立人が昭和45年3月20日に被保険者資格を取得し、49年2月20日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該未統合記録から、昭和45年3月から同年9月までは2万2,000円、同年10月から49年1月までは2万6,000円とすることが妥当である。

一方、申立人は、株式会社Aに昭和45年3月から46年2月まで勤務したとしているところ、申立人の同社における雇用保険の加入記録は45年3月20日から46年2月20日までの期間であることが確認できる。

また、株式会社Bから提出された退職者名簿及び同社の回答から、申立人の退職年月日は昭和46年2月20日であることが認められる。

さらに、オンライン記録及び申立人に係る国民年金被保険者名簿により、申立人は、20歳到達時の昭和46年\*月から60年11月までの期間において国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は昭和46年2月20日に株式会社Aを退職し、同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同年2月21日であったと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社AのB事業所における資格取得日に係る記録を昭和35年9月23日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

申立期間②について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社AのC事業所における資格取得日に係る記録を昭和35年10月29日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年9月23日から同年10月10日まで  
② 昭和35年10月29日から36年1月1日まで

申立期間①は、株式会社AのB事業所の閉店準備のため同社D事業所から同社B事業所に異動し、申立期間②は、同社C事業所の開店準備のため同社B事業所から同社C事業所に異動した期間である。

当該期間も継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録、株式会社Aの一部門を分離して設立された分割会社である株式会社Eから提出された人事関係資料及び元同僚の証言から判断すると、申立人は、株式会社Aに継続して勤務し（株式会社AのD事業所から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の株式会社AのB事業所における資格取得日については、上記人事関係資料によると、昭和35年9月15日に同社D事業所から同社C事業所へ異動したことが記載されており、同社B事業所への異動は記載されていないものの、申立人及び複数の元同僚の証言等により、申立人は申立期間①において同社B事業所で勤務していたことが推認できる上、オンライン記録における同社D事業所の資格喪失日は同年9月23日となっていることから、同社B事業所の資格取得日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の株式会社AのB事業所における健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の昭和35年10月の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Eは不明としており、このほかに確認できる関係資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、雇用保険の加入記録、株式会社Eから提出された人事関係資料及び同社の回答並びに元同僚の証言から判断すると、申立人は、株式会社Aに継続して勤務し（株式会社AのB事業所から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の株式会社AのC事業所における資格取得日については、上記人事関係資料によると、昭和35年9月15日に同社C事業所へ異動したことが記載されているものの、オンライン記録における同社B事業所の資格喪失日は同年10月29日となっていることから、同社C事業所の資格取得日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の株式会社AのC事業所における健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の昭和36年1月の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、株式会社AのC事業所は、申立期間②においては厚生年金保険の適用事業所としての記録は無いが、同社は法人事業所であり、申立人の具体的な記憶及び複数の元同僚の証言により、同社C事業所には申立期間②当時、5人以上の従業員が常時勤務していたことが認められることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Eは不明としているが、事業主は申立期間②において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（昭和43年5月1日にB株式会社と合併。現在は、C株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和38年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名：男  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和15年生  
住所：

### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和38年9月22日から同年10月1日まで

私は、昭和34年3月に株式会社Aに入社し、申立期間に関連会社のB株式会社（現在は、C株式会社）に異動して平成16年9月に退社するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、株式会社Aに勤務していた複数の同僚の証言及びC株式会社の回答から判断すると、申立人は株式会社Aに継続して勤務し（株式会社AからB株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同様に株式会社AからB株式会社に異動し、申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落している同僚が保管する辞令及び複数の同僚の証言から、昭和38年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける昭和38年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 東北（秋田）厚生年金 事案 3110

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（昭和43年5月1日にB株式会社と合併。現在は、C株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和38年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月21日から同年10月1日まで

私は、昭和38年1月に株式会社Aに入社し、申立期間に関連会社のB株式会社（現在は、C株式会社）に異動して49年1月に退社するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は株式会社Aに継続して勤務し（株式会社AからB株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同様に株式会社AからB株式会社に異動し、申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落している同僚が保管する辞令及び複数の同僚の証言から、昭和38年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける昭和38年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

東北（宮城）厚生年金 事案 3115（宮城厚生年金事案 655 及び 1008 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社 A における資格喪失日及び B 株式会社における資格取得日に係る記録を昭和 54 年 5 月 21 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年 3 月及び同年 4 月は 24 万円、同年 5 月は 26 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 3 月 31 日から同年 6 月 1 日まで  
前回までの申立てにおいて、昭和 54 年 3 月 31 日までの期間については厚生年金保険の被保険者記録の訂正が認められた。

しかしながら、申立期間についても、株式会社 A の C 事業所に勤務し、時期は記憶に無いが、会社が B 株式会社に変更された後も継続して勤務したことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立人の株式会社 A に係る申立てについては、昭和 53 年 10 月 1 日から 54 年 3 月 31 日までの期間に係る 1 回目の申立てにおいて、雇用保険の記録、申立人の上司及び複数の同僚の証言、同社に係る事業所別被保険者名簿の記録等から、既に年金記録確認 D 地方第三者委員会（当時）の決定に基づき平成 21 年 4 月 2 日付けで、申立期間のうち昭和 53 年 10 月 2 日から同年 12 月 21 日までの期間について、申立人は同社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、年金記録を訂正する必要があるとする通知が行われている。

また、申立人は、当初の決定後、新たに給料支払明細書が一部見付かつ

たとして昭和 53 年 12 月 21 日から 54 年 4 月 1 日までの期間に係る 2 回目の申立てを行い、当該期間のうち 53 年 12 月 21 日から 54 年 3 月 31 日までの期間について、当該給料支払明細書において厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、株式会社 A が同年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることなどから、既に年金記録確認 D 地方第三者委員会の決定に基づき平成 21 年 11 月 13 日付けで年金記録を訂正する必要があるとする通知が行われている。

今回、申立人は、昭和 54 年 3 月 31 日から同年 6 月 1 日までの期間に係る 3 回目の申立てに当たり、時期は記憶に無いが、会社が株式会社 A から B 株式会社に変更された後も継続して勤務したと主張しているところ、申立人の雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間について、株式会社 A 及び B 株式会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、当該複数の同僚のうち、一人が所持する給料支払明細書及び昭和 54 年分給与所得の源泉徴収票によると、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが認められることから、申立人についても、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、前述の同僚が所持する昭和 54 年分給与所得の源泉徴収票によると、当該同僚は同年 5 月 20 日まで株式会社 A に在職し、同年 5 月 21 日に B 株式会社に就職したことが確認できることから、申立人の株式会社 A における資格喪失日及び B 株式会社における資格取得日についても、当該同僚と同じく同年 5 月 21 日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社 A における昭和 54 年 2 月のオンライン記録及び B 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から同年 3 月及び同年 4 月は 24 万円、同年 5 月は 26 万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録及び事業所別被保険者名簿によれば、株式会社 A は昭和 54 年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているものの、同社の商業登記簿謄本によれば、同年 3 月 31 日以降も閉鎖又は解散しておらず、複数の同僚は常時 5 人以上の従業員が勤務していたとして、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、オンライン記録及び事業所別被保険者名簿によれば、B 株式会社は昭和 54 年 6 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、同年 5 月 21 日から同年 6 月 1 日までの期間は厚生年金保険の適用事業所となっていないものの、同社の商業登記簿謄本によれば、会社設立年月日は同年 5 月 18 日であることが確認できる上、複数の同僚は常時 5 人以上の

従業員が勤務していたとしていることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

なお、申立期間のうち昭和 54 年 3 月 31 日から同年 5 月 21 日までの期間の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社 A の事業主は不明としているものの、当該期間において、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしているにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち昭和 54 年 5 月 21 日から同年 6 月 1 日までの期間の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B 株式会社の事業主は、当該期間において、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしているにもかかわらず、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 東北（岩手）厚生年金 事案 3116

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年8月12日は31万5,000円、同年12月29日は32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月12日  
② 平成15年12月29日

有限会社Aに勤務した期間のうち、申立期間①及び②に支払われた賞与に係る記録が無いが、私が所持する賞与明細書では厚生年金保険料が控除されているので、申立期間の賞与の記録を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する賞与明細書により、申立人は、申立期間①及び②において事業主から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与支給額から、平成15年8月12日は31万5,000円、同年12月29日は32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

事業主は、当時の資料は無いが、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 東北（岩手）厚生年金 事案 3117

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を平成元年3月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月15日から同年6月1日まで

私は、株式会社BからA株式会社に出向したが、申立期間の厚生年金保険被保険者の記録が無い。

申立期間も継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

株式会社B及びA株式会社の事業を一部承継したとする株式会社Cから提出された人事記録カード及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間においてA株式会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記人事記録カードにおいて、申立人と同日の平成元年3月1日付けで株式会社BからA株式会社に出向を命ぜられていることが確認できる同僚の所持する給与明細書によると、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、当該給与明細書に記載されている所属コードが、同年3月支給分からはA株式会社の所属コードであることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人についても、申立期間において、A株式会社により給与が支給され、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における平成元年6月のオンライン記録から、17万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A株式会社は平成元年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており申立期間は適用事業所としての記録が無い。しかし、法人登記簿によれば、同社は同年3月15日に設立した法人事業所であることが確認できる上、雇用保険の記録により、同社において同日付けで被保険者資格を取得している者が申立人を含め5人いることが確認できることから、同社は、申立期間において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、A株式会社が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、同社の申立期間当時の代表取締役は不明としているが、同社は申立期間において適用事業所の要件を満たしながら社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 東北（岩手）厚生年金 事案 3123

### 第1 委員会の結論

申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和55年11月4日であると認められることから、申立期間における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和55年6月から同年10月までの標準報酬月額については、同年6月から同年8月までは7万2,000円、同年9月及び同年10月は8万6,000円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年6月30日から同年12月1日まで

私は、昭和53年6月から56年5月までA事業所に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。当時、会社が法人化されてB有限会社となったが、申立期間も継続して勤務しており、同時期に勤務していた同僚は記録の訂正が認められたと聞いたので、被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の証言により、申立人が申立期間においてA事業所に継続して勤務していたことが認められる。

一方、事業所記号簿の記録では、A事業所は、昭和55年6月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、同日に同事業所において申立期間に厚生年金保険の被保険者であった申立人を含む全ての者が被保険者資格を喪失しているにもかかわらず、同年9月1日の随時改定又は同年10月1日の定時決定の処理が行われており、かつ、これらの処理が取り消されている上、申立人を含む多数の者について健康保険被保険者証返納日が同年11月4日と記録されていることが確認できることを踏まえると、申立人の被保険者資格喪失日に係る処理及び同事業所が同年6月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理も同年11月4日に遡及して行われたもの

と考えられ、当該取消処理前の記録から、同年6月30日において、同事業所が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、社会保険事務所（当時）において当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和55年6月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA事業所における被保険者資格喪失日は、当該喪失処理を行ったと考えられる同年11月4日であると認められる。

また、申立人の昭和55年6月30日から同年11月4日までの期間における標準報酬月額については、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の54年10月の定時決定及び取消処理がなされた55年9月の随時改定の記録により、同年6月から同年8月までは7万2,000円、同年9月及び同年10月は8万6,000円とすることが必要である。

一方、申立期間のうち昭和55年11月4日から同年12月1日までの期間については、同僚が保管していた当該期間の給料明細書によると厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（岩手）国民年金 事案 1802（岩手国民年金事案 26、461 及び 574 の再  
申立て）

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 11 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 11 月から 51 年 3 月まで

昭和 36 年 4 月から国民年金に加入しており、61 年 3 月までの加入期間の国民年金保険料は全て納付してきたと思っている。申立期間は身に覚えの無い未加入期間である。申立期間中に近所の人に未納の通知が届き、付添いを依頼され A 市役所に出向いた際、ついでに自分の国民年金の記録を確認した記憶がある。

申立期間の保険料は金融機関で納付していたが、前回の申立てで B 金融機関 C 支店を利用していた事実も判明しており、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間中に居住していた複数の市町村が作成し保管していた国民年金被保険者名簿に、それぞれ昭和 40 年 11 月 1 日資格喪失との記載があり、申立人と申立てにある近所の住人は、51 年に時期を前後して国民年金に任意加入している上、申立てにある近所の住人からも申立内容を裏付けるような証言は得られなかったとして、年金記録確認 D 地方第三者委員会（当時）の決定に基づき平成 20 年 3 月 3 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、その後、申立人は、B 金融機関 C 支店で納付した記憶があるとし、同金融機関を利用していたことの説明の一つとして、貯金解約時に 20 万円から 30 万円程度多く払い戻され、職員が自宅に謝罪に来たとして再申立てしているが、同金融機関では、貯金解約時の説明については事実と相違しているとしており、その他に年金記録確認 D 地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことなどから、同委員会の

決定に基づき平成 21 年 6 月 30 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、申立人は、平成 21 年 6 月 30 日付け通知における、貯金解約時の説明に対する年金記録確認 D 地方第三者委員会の認識が事実と相反するとして、再度調査するよう再申立てし、B 金融機関が再度調査した結果、貯金解約時の説明については申立人の主張のとおり、貯金解約時に 20 万円から 30 万円程度多く払い戻され、職員が自宅に謝罪に来た事実があったことが判明した上、同金融機関では、当時の関係書類が無く、正確には承知していないとしながらも、昭和 41 年 4 月頃から窓口において国民年金保険料の取扱いを行っていたと思うと説明しており、申立人が同金融機関を利用し始めたとする 44 年当時、同金融機関窓口において国民年金保険料の取扱いがなされていたものと考えられる。

しかしながら、申立人が申立期間当時居住していた複数の市町村作成の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁（当時）作成の国民年金被保険者台帳のいずれにおいても、申立人は昭和 40 年 11 月 1 日に被保険者資格を喪失した旨の記載となっていることが確認できる上、A 市作成の国民年金被保険者名簿には、同市が、申立人の 36 年 4 月から 51 年 3 月までの保険料の納付状況について社会保険事務所（当時）に照会し、把握したのは 52 年 3 月 9 日である旨の記載があることから、同市が申立人に係る国民年金の記録の管理を開始したのは 51 年 4 月以降であるものと考えられる。このことを踏まえると、申立期間当時、申立人は国民年金未加入者と認識されており、申立人に対し、納付書等の保険料納付を促す書面が届くことは無く、申立人が保険料を納付する機会は無かったものと考えられることから、B 金融機関 C 支店で保険料を納付した記憶があるとする申立人の主張をもって、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに年金記録確認 D 地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、同委員会の決定に基づき平成 22 年 2 月 5 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の申立てにおいて申立期間の国民年金保険料を納付していたとする B 金融機関を利用していたことの説明の一つとして挙げた、同金融機関の貯金解約時に 20 万円から 30 万円程度多く払い戻され、職員が自宅に謝罪に来た事実が判明したことから、年金記録確認 D 地方第三者委員会事務室がこれまでにを行った調査全般が不十分であり、上記の審議結果に納得できないとして再申立てしているが、同委員会の決定を変更すべき新たな資料や周辺事情は無く、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東北（宮城）国民年金 事案 1803

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から50年3月まで

私は、申立期間当時、家業の手伝いをしていたので、父親が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を自らの保険料と一緒に納税組合で納付していた。昭和49年4月に結婚した後の期間は、妻の保険料も一緒に納付していたので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人に係る国民年金手帳記号番号は昭和50年4月22日にA市で払い出されていることが確認できる上、申立人に係る同市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によると、「50.3.12 新手帳交付」と記載されていることから、同年3月頃に国民年金の加入手続が行われ、申立人が20歳に到達した43年\*月\*日に遡って被保険者資格を取得したことが推認できる。このことから、当該加入手続が行われたと推認できる50年3月の時点までは国民年金に未加入であり、それまでは納付書は発行されず、保険料を納付することができなかったと考えられる。

また、当該加入手続が行われたと推認できる昭和50年3月の時点では、申立期間のうち、43年1月から47年12月までの期間は時効により保険料を納付することができないが、48年1月から49年3月までの期間の保険料は過年度納付、昭和49年度の保険料は現年度納付することが可能である。しかし、申立人は、「父親が申立期間の国民年金保険料を自らの保険料と一緒に、結婚後は妻の保険料も一緒に納付していた。」と述べているところ、申立人の父親及び申立人の妻のA市の国民年金被保険者名簿

(紙名簿)によると、申立人の父親に係る48年1月から50年3月までの期間の保険料は3か月ごとに納期限までに納付されていることが確認できる上、申立人の妻に係る49年度の保険料についても、申立人の父親の保険料納付日と同日に、3か月ごとに納期限までに納付されていることが確認できることを踏まえると、48年1月から50年3月までの期間のうち、少なくとも48年1月から49年12月までの期間について、納期限内に納付書が発行されなかったと考えられる申立人の保険料をその父親と一緒に納付していたとは考えにくい。

さらに、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間の保険料納付記録欄は未納となっている上、備考欄に「54.6.15」と記録されていることが確認できることから同市に照会したところ、当該記録は、昭和54年6月15日に申立期間の保険料に係る特例納付の案内を送付した日であることが推測できると回答しており、申立人に対して、第3回特例納付の実施期間(昭和53年7月から55年6月まで)中の54年6月15日に、保険料の納付可能期間である36年4月から53年3月までの期間のうち、申立期間に係る保険料の納付を督促する旨の通知書が発送されたことがうかがわれることから、54年6月の時点で、申立期間の保険料が未納であったと考えられる。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたとするその父親は既に死亡しており、申立期間の保険料の納付状況を確認することができず、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東北（宮城）国民年金 事案 1804

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月から52年3月まで  
父が私に代わってA町（現在は、B市）で国民年金の加入手続を行い、地区の納付組織を通じて申立期間の国民年金保険料を納付していたはずである。  
その頃に親から年金手帳を渡された記憶もあるので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B市の説明により、申立期間当時、申立人が住民登録していたとするA町C地区において国民年金保険料の納付組織が保険料を集金していたことが認められる。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿及びA町の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は同町で昭和52年7月30日に払い出され、被保険者資格を48年\*月\*日（20歳到達日）に遡って取得したことが確認できることから、申立人の加入手続は52年7月頃に行われたとみられ、この時点で、申立期間のうち48年6月から50年3月までの国民年金保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、申立期間のうち昭和50年4月から52年3月までの保険料は、上記の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で過年度保険料となるところ、B市では、「A町の納付組織における国民年金保険料の集金対象は現年度保険料であり、特例納付を含む過年度保険料は徴収していなかったと思われる。」旨説明していることから、当該過年度保険料を申立人が主張する納付組織において収納したとも考えにくい。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人に代わって加入手続及び保険料の納付を行っていたとする申立人の父親は既に死亡している上、申立期間当時、父親と同居していた母親の記憶も定かではなく、当時の状況を確認することができない。

加えて、戸籍の附票及び申立人の主張によれば、申立人は申立期間及びその前後を通じてA町以外に住所の異動が無く、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東北（宮城）国民年金 事案 1805（宮城国民年金事案 1749 の再申立て）

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月まで

今回、私の夫が、申立期間当時の国民年金保険料を集金していた方の親族から、国民年金保険料を確かに集金していた旨の書面を書いてもらったので、再度審議して、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によると、申立人の国民年金加入期間（昭和 35 年 10 月 1 日から 44 年 11 月 1 日までの期間及び 46 年 4 月 1 日から 52 年 4 月 1 日までの期間）のうち国民年金保険料の納付義務のある全期間（175 か月）において保険料が未納とされていること、ii) 年金記録確認 B 地方第三者委員会（当時）の先例によれば、昭和 38 年当時を含め A 市内の納付組合において国民年金保険料納付票が統一的に使用され、国民年金保険料を領収した場合には同納付票の該当月欄にその金額及び日付を記載し、領収印を押すことが通例であったと推認できるが、申立人の提出した同納付票には「100」の記載はあるものの、領収日の記載及び領収印は確認できないこと、iii) 申立人は、当時、近所の C 店が保険料を集金していたと述べているが、当該 C 店の店名又は経営者の氏名等を覚えていないためこれを特定できず、A 市においても納付組合に関する資料は保存期限経過により保管されていないことから、納付組合における保険料の納付状況を確認できないこと、iv) 申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無いことなどから、申立人に対し、既に年金記録確認 B 地方第三者委員会の決定に基づき平成 25 年 3 月 1 日

付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、申立期間当時、国民年金保険料を集金していたとするC店の経営者の親族が記載したものとして、申立期間当時、申立人の国民年金保険料を確かに集金していた旨が記載されている書面を提出している。しかし、当該書面を記載したとする者及びそれを書いてもらったとする申立人の夫は、同書面の内容は申立期間当時の保険料の領収を確認できる具体的な資料等に基づき記載したものではないと述べていることから、同書面をもって申立期間の国民年金保険料の納付を推認することは困難である。

そのほかに、年金記録確認B地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東北（宮城）国民年金 事案 1806

### 第1 委員会の結論

申立人の平成元年 10 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 10 月

私の申立期間に係る国民年金保険料は、当時婚姻していた前夫が納付していたと思う。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る A 町（現在は、B 市）の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立期間当時、申立人は国民年金の第 3 号被保険者として記録されていることが確認できる一方、オンライン記録によれば、当時婚姻していた申立人の前夫は、平成元年 10 月 7 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し同年 11 月 1 日に同資格を再取得していることから、申立人はこの期間、国民年金の第 1 号被保険者となる被保険者種別変更の手続を行う必要があったものと考えられる。

しかし、オンライン記録によれば、申立人の被保険者資格の種別変更（平成元年 10 月 7 日の第 3 号被保険者資格喪失及び第 1 号被保険者資格取得並びに同年 11 月 1 日の第 1 号被保険者資格喪失及び第 3 号被保険者資格取得）に係る処理が一括して平成 8 年 7 月 30 日に行われていることが確認できることから、申立人は、申立期間当時、申立期間に係る被保険者種別変更の手続を行っていなかったことがうかがわれる。このため、申立期間当時、申立人は国民年金の第 3 号被保険者として取り扱われ、納付書が発行されず、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる上、当該処理が一括して行われた時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を申立人の前夫が納付して

いたと思うと述べているところ、オンライン記録によれば、申立人の前夫は、申立期間において国民年金に未加入であることが確認できることから、前夫が自らの国民年金の加入手続を行っていないにもかかわらず、申立人の国民年金の種別変更手続を行い、国民年金保険料を納付していたとは考えにくい上、申立人に係るA町の国民年金被保険者名簿（紙名簿及び電子データ）においても、申立期間に係る保険料は未納とされている。

さらに、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東北（山形）国民年金 事案 1807

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 10 月から 52 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 10 月から 52 年 9 月まで

結婚のため、最初の職場を昭和 51 年 10 月に退職した際、厚生年金保険から途切れることなく国民年金に加入していると思っていた。また、当時の職場の上司から勧められて国民年金の加入手続を行ったこと及び当時住んでいた A 市の金融機関で国民年金保険料を納付したことを記憶している。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立人は昭和 52 年 10 月 28 日に国民年金の任意加入被保険者資格を新規に取得したことが確認できることから、同資格を取得する前の申立期間は任意の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）においても、申立期間は未加入期間とされており、国民年金保険料が納付された記録は無く、これらはオンライン記録とも一致する。

さらに、申立人は「国民年金の加入手続を行ったこと及び A 市の金融機関で保険料を納付したことを覚えている。」としているが、加入手続を行った場所についての記憶が明確ではなく、金融機関で納付したとする保険料についても「納付したのが国民年金保険料だったかどうかまでは、はっきり覚えていない。」としており、納付状況が不明である。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、

ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東北（宮城）厚生年金 事案 3108

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月から 34 年 9 月まで

私は、申立期間において、A 県 B 市 C 地区にあった「D」に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する事業所の所在地及び具体的な業務内容から、勤務期間の特定はできないものの、申立人が「D」に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人が A 県 B 市 C 地区に所在していたと主張する「D」は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない。

また、申立人は、事業主の氏名を記憶していない上、同僚についても記憶しているのは姓のみであることからオンライン記録において個人を特定することができず、申立人の勤務実態等について証言を得ることができない。

さらに、申立期間当時、A 県内において、事業所名が有限会社 D の厚生年金保険適用事業所が E 市に所在していたことが確認できるところ、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間当時の被保険者であった者の中に申立人の氏名は見当たらない上、申立人が同僚として記憶している姓の被保険者についても見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらな

い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 東北（福島）厚生年金 事案 3111

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 8 月 20 日から 57 年 10 月 1 日まで  
私は、A職としてB事業所（現在は、C事業所）のD部署に就職した。  
給与月額については、人事記録に「日給 3,990 円」、「日給 4,160 円」及び「日給 4,230 円」と記載されているが、実際は月に 5 万円貯金しており、手取り 20 万円支給されていた。

国の記録では、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いが、C事業所から厚生年金保険に加入させていたと聞いたので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、C事業所から提出された人事記録（乙）及び申立人に係る昭和 56 年 8 月から 57 年 12 月までの出勤簿により、申立人は、56 年 8 月 20 日にB事業所のA職として採用され、57 年 3 月 30 日に退職、同年 4 月 1 日にA職として再び採用され、同年 10 月 1 日にEの身分（A職）として採用されており、申立期間のうち、同年 3 月 31 日を除く期間について「任用を日日更新する」との条件で勤務していたことが確認できる。

しかしながら、C事業所は、「厚生年金保険料控除等を示す職員別給与簿等の保存期間が5年間となっており、当該書類は全て廃棄されているため提出することはできない。」旨回答しており、申立人の厚生年金保険料の控除を確認することはできない。

また、B事業所における人事記録が確認できた元同僚の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、人事記録では厚生年金保険の加入要件を満たしているものの、採用と同時に厚生年金保険に加入していない者も確認で

きることから、当該事業所では、厚生年金保険の加入要件を満たしている全ての者について、必ずしも採用と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではないことが確認できる。

さらに、B事業所で厚生年金保険加入記録の確認できる元同僚 21 人に照会し、回答の得られた 10 人について、各人が自分の勤務期間として記憶している期間と厚生年金保険の被保険者期間を照合したところ、両期間が一致していない者が 8 人確認できる。このうち、不一致の期間が 1 か月で、かつ、採用月が 3 月であることから、仮にその任期が当該採用月の末日までであった場合は、雇用期間が 2 か月未満のため当該月は厚生年金保険の被保険者となる必要がなかったと考えられる 3 人を除いても、なお、不一致の者が 5 人みられ、そのうち 4 人は採用時期について具体的に記憶していることから、当該事業所では、必ずしも採用と同時に全ての者を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

加えて、申立期間について、B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の氏名は無く、欠番も無い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 東北（福島）厚生年金 事案 3112

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 2 月頃 から 54 年 1 月頃 まで

私は、申立期間にA株式会社でB職として勤務したが厚生年金保険の被保険者記録が無い。

勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び申立人が記憶する具体的な業務内容から、勤務期間の特定はできないものの、申立人がA株式会社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A株式会社は解散している上、事業主も亡くなっており、同社の取締役であった事業主の妻は、「事業所は既に解散しており、関係書類も処分していることから、申立人の厚生年金保険の加入状況等については分からない。」としており、申立人の勤務実態等を確認することができない。

また、申立期間当時、A株式会社の厚生年金保険被保険者であった者に照会したが、申立人の厚生年金保険の加入についての証言は得られなかった上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

さらに、申立期間当時、A株式会社の厚生年金保険被保険者であった者の雇用保険の加入状況を確認した結果、雇用保険の加入記録が確認できる者については、雇用保険の加入期間と厚生年金保険の加入期間がほぼ一致していることが確認できるところ、申立人の同社における雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 東北（宮城）厚生年金 事案 3113

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 53 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 8 月から同年 11 月まで  
② 平成 18 年 11 月から 20 年 2 月 17 日まで

私は、申立期間①及び②において、株式会社Aに派遣社員として登録していたが、いずれも厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

申立期間において当該事業所に在籍し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する預金通帳及び株式会社Aから提出された賃金台帳によれば、申立人は申立期間①及び②において、株式会社AのB支社及び同社C支社に在籍していたことが確認できる。

しかし、株式会社Aから提出された賃金台帳によれば、申立期間①及び②において、申立人の給与から控除されているのは所得税のみであり、厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料は控除されていないことが確認できる。

また、D市から提出された「課税状況について（回答）」によれば、申立人の平成 17 年から 20 年までの社会保険料控除額は、17 年及び 19 年は 0 円であり、18 年及び 20 年は、申立期間②を除く厚生年金保険の被保険者期間に係る標準報酬月額から算出される社会保険料額の合計額を下回ることから、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料が控除されたとは考え難い。

さらに、株式会社AのB支社及び同社C支社は、いずれも平成 17 年 2 月 1 日にE健康保険組合に加入しているところ、申立人の同健康保険組合

における加入記録は見当たらない。

加えて、申立人の株式会社AのB支社及び同社C支社に係る雇用保険の加入記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 東北（秋田）厚生年金 事案 3114

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 5 月から 31 年 11 月まで

私は、申立期間において、A株式会社B営業所に勤務していた。給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された職員名簿により、申立期間のうち昭和 30 年 8 月 13 日から 31 年 1 月 23 日までの期間及び同年 5 月 8 日から同年 7 月 10 日までの期間について、申立人は同社B営業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A株式会社は、「当社が保管する職員名簿には、申立人の厚生年金保険番号及び資格取得年月日が記載されておらず、申立人は厚生年金保険に加入させなかったと考えられる。」旨回答している。

また、A株式会社は、従業員の当時の厚生年金保険の加入の取扱いについて不明としているものの、同社B営業所は厚生年金保険の適用事業所となっていない上、申立人が申立期間以前から同社B営業所でC職として勤務していたと記憶している二人の同僚は、同社D営業所において昭和 31 年 6 月 25 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、同社は、申立期間当時、入社と同時に厚生年金保険に加入させる扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、上記の同僚を含むA株式会社D営業所において申立期間に厚生年金保険被保険者資格が確認できる者のうち、所在が確認できる6人に照会したところ4人から回答があり、4人全員が申立人のことは知らないとしており、申立人の勤務期間、勤務形態及び厚生年金保険の加入状況につ

いて具体的な証言を得ることができなかった。

加えて、A株式会社D営業所は昭和 30 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっている上、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間において、整理番号に欠番は無く、申立人の氏名も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 12 月 1 日から 36 年 1 月 1 日まで

A株式会社（現在は、株式会社B）に勤務した申立期間について、当時の事業所所在地や社員慰労会でCに行ったことなどを記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

なお、A株式会社は、昭和 37 年 5 月にD業務専門の子会社であるE株式会社を設立していることから、申立期間当時、私は同社への移行メンバーだったことも考えられるので、同社に関しても調査してほしい。

また、A株式会社に入社する前の会社で昭和 35 年 3 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した際に交付された厚生年金保険被保険者証は、氏名の漢字が「F」（一文字違い）、生年月日が「昭和 13 年\*月\*日」（月日相違）と記載されていることから、厚生年金保険の被保険者記録もこれらの内容での記録となっていることが考えられるので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の事業所所在地等を詳細に記憶していることから、勤務期間の特定には至らないが、申立人がA株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかし、株式会社Bは、申立期間当時の関係資料は無く、申立人の勤務期間、厚生年金保険料控除等は不明としていることから、申立人の勤務期間、厚生年金保険料控除等を確認することができない。

また、申立期間当時、A株式会社において厚生年金保険の被保険者資格を有している者のうち、昭和 35 年 4 月から同年 12 月までに被保険者資格を取得しており所在が確認できる 16 人に照会したところ、回答のあった

7人はいずれも申立人を知らないとしていることから、申立人の勤務期間等を確認することができない。

なお、申立期間に係るA株式会社における事業所別被保険者名簿において、健康保険の番号は連番で欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

また、申立人は、A株式会社が昭和37年5月にD業務専門の子会社であるE株式会社を設立していることから、申立人自身が同社への移行メンバーだったのでないかとしているところ、同社を合併した株式会社Bは、当時の資料が無く、移行に係る取扱い等は不明としていることから、A株式会社からE株式会社への従業員の移行に係る取扱いを確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、E株式会社は、昭和37年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

加えて、オンライン記録によると、E株式会社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和37年5月1日に同社において被保険者資格を取得している25人のうち、23人が同日にA株式会社における被保険者資格を喪失していることが確認できることから、当該23人のうち、所在が確認できる7人に照会をしたところ、回答のあった5人はいずれも申立人を知らないとしており、このうちの1人は、同社において、E株式会社の設立準備室は同年1月に設置されたとしていることから、申立期間当時、同社に係る設立準備が行われていたことはうかがえない。

なお、オンライン記録において、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証に記載されている氏名「F」及び生年月日「昭和13年\*月\*日」に係る被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 東北（宮城）厚生年金 事案 3119

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月 6 日から同年 10 月 1 日まで  
国の記録では、A株式会社（現在は、B株式会社）C営業所に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額は1万4,000円となっているが、実際の給与支給額は平均すると2万7,000円であった。  
申立期間の標準報酬月額の記録を、実際の給与支給額に見合う額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社C営業所に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額は1万4,000円となっているが、自身が所持する給与明細書によれば同社での給与支給額は平均すると2万7,000円であったと主張している。

しかし、申立人から提出された昭和44年8月及び同年9月の給与明細書によれば、給与支給額は2万7,000円を超えていることが確認できるものの、給与から控除された「健厚保険料（健康保険料と厚生年金保険料の合計）」は763円と記載されており、これに見合う標準報酬月額は1万4,000円であるところ、申立人のA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている同年1月6日から同年10月1日までの標準報酬月額と同額であることが確認できる。

また、B株式会社は、申立人に係る申立期間の給与支給額及び厚生年金保険料の控除額については、保存期間経過のため確認できる資料は無く不明と回答している。

さらに、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、

申立人の健康保険の整理番号（\*番）の前後\*番から\*番までのうち、業務内容が申立人と同じD職であったとする9人の女性全員の被保険者資格取得時の標準報酬月額、申立人と同額の1万4,000円であることが確認できる。

このほか、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 東北（岩手）厚生年金 事案 3120

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 8 月頃 から 61 年 3 月 1 日まで

私は、A 県にある B 事業所の臨時の C 職として、昭和 60 年 8 月頃から 61 年 2 月末まで勤務し、同年 4 月 1 日に正職員となったが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間も、正職員になってからとほぼ同様に、フルタイムの三交代制で D 部署に勤務しており、厚生年金保険に加入していたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

E 機関から提出された申立人の履歴書及び同僚の証言から、具体的な期間は特定できないものの、申立期間において、申立人が臨時の C 職として B 事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかし、B 事業所は、申立期間当時の書類は廃棄しているため、申立人の勤務実態について、申立内容のとおりであったかどうかは分からないとしており、申立人の厚生年金保険に係る届出及び厚生年金保険料の控除について、不明としている。

また、申立期間当時の B 事業所の社会保険事務担当者によると、申立期間当時、臨時職員の社会保険関係手続は同事業所で行っており、臨時職員が採用された場合、厚生年金保険被保険者の要件を満たす者については、上司からの指示に基づき厚生年金保険の加入手続を行っているとし、申立人のことは覚えていないものの、申立人の被保険者記録が無いということは、被保険者になる要件を満たしておらず、上司から申立人に係る当該手続の指示が無かったと考えられるとしている。

なお、上記の社会保険事務担当者の上司は、申立期間当時の厚生年金保

険の加入の取扱いについて覚えておらず、分からないとしている。

さらに、E機関から提出された申立人の履歴書によると、申立人はF職免許を取得していることが確認できるところ、上記の社会保険事務担当者は、「当時、C職で臨時職員というと、G部署において忙しい時間帯のみ勤務する短時間パートのことは覚えているが、F職の資格がある者で、三交代制勤務をしている臨時職員については記憶に無い。」と述べている。

加えて、B事業所の事業所別被保険者名簿によると、申立人の氏名は見当たらず、申立期間に厚生年金保険被保険者資格を取得した者は確認できない。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年5月頃から同年12月頃まで  
② 昭和33年10月頃から35年4月頃まで

私は、申立期間①当時は、A事業所で季節労働者としてB業務をしていた。また、申立期間②当時は、C県D町に所在した「E社」で同じくB業務をしていた。申立期間①及び②の期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、F機関から提出された申立人に係る人事記録によれば、申立期間を含む昭和23年4月1日から35年5月15日までの期間のうち、一部の期間について、時期は特定できないものの、申立人はG部署勤務をしたことが確認できる。

しかしながら、F機関では、上記期間の雇用台帳は作成されていなかったと思われることから、申立人の具体的な勤務期間及び雇用形態等を確認することができないとしている。

また、F機関によれば、「人事記録からすると、申立人は、申立期間当時は、おそらく臨時の日雇作業員であり、厚生年金保険に加入していなかったと思われる。厚生年金保険については、月単位の雇用となる臨時月雇作業員になってから加入させる取扱いであった。」旨回答している。

さらに、申立期間において、当該事業所に係る被保険者記録が確認できる11人に照会したところ、4人から回答があったが、申立人について「知らない。」又は「全く思い出せない。」としていることから、申立人の勤務状況等を確認することができない。

加えて、申立期間に係るA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿

において、健康保険被保険者番号に欠番は無く、申立人及び申立人が記憶する同僚二人の氏名は見当たらず、当該同僚の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

申立期間②について、申立人はC県H郡D町に所在した「E社」に勤務していたと主張しているが、同県内において、申立期間における同一名称又は近似する名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

また、申立人が記憶する事業主と同姓同名の者が代表取締役として商業登記簿謄本に記載されている事業所がD町に所在するものの、同事業所は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所ではなく、当委員会の照会に対して「E社」の承継事業所ではない旨回答している上、上記の代表取締役も既に死亡していることから、当時の状況について確認することができない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚についても、個人を特定することができず、申立人の「E社」における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について、確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

## 東北（福島）厚生年金 事案 3122

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年9月30日から同年10月1日まで

私は、昭和28年9月30日までA株式会社（昭和63年10月に株式会社Bに商号変更後、平成15年4月に解散）に勤務していたが、厚生年金保険の記録では、被保険者資格喪失日が同年9月30日となっているため、同年9月が厚生年金保険の未加入期間とされている。

昭和28年9月30日まで勤務したので申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人は、申立期間においてA株式会社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、株式会社Bは既に解散している上、同社の解散時の代表取締役は、「申立期間当時の資料は保管しておらず、当時のことは分からない。」旨回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況を確認できない。

また、申立期間にA株式会社において厚生年金保険の被保険者となっている56人のうち所在が確認できた7人に照会したところ、5人から回答があったが、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことがうかがえる回答は得られなかった。

さらに、複数の同僚が、A株式会社の関連会社であり、従業員の転籍が行われていたと証言しているC株式会社に対し、当時のA株式会社との関係及び申立人に係る関連資料の保管状況について照会したところ、C株式会社の前代表取締役は、「設立当初の当社の社長及びその息子である二代目社長と当時のA株式会社の社長は、親子又は兄弟の関係であり、業務の

支援のため、両社間での従業員の転籍及び派遣はあったようだが、経理、労務等は独立しており、同社の資料は一切保管していない。」旨回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況を確認できない。

加えて、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、いずれも申立人の同社における被保険者資格喪失日は昭和28年9月30日となっており、オンライン記録と一致している上、不自然な訂正等は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 東北（山形）厚生年金 事案 3124

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年春頃から26年春頃まで

私は、申立期間において株式会社Aに勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。

勤務していたのは間違いないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において株式会社Aに勤務していたと主張しているところ、同社は既に解散している上、元代表取締役は、「会社は倒産しており、資料は残っていない。申立人の勤務実態、厚生年金保険の届出、保険料控除及び保険料納付について、いずれも不明である。」旨回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況を確認できない。

また、株式会社Aに係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において昭和24年1月から26年12月までの期間に厚生年金保険の被保険者となっている29人のうち、所在が確認できた5人に照会したところ、4人から回答があったが、うち3人は申立人を覚えていないと回答しており、残る1人は申立人が同社に勤務していたとしているものの、当該同僚が回答した申立人の業務内容は申立人が主張している業務内容と相違していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況を確認できない。

さらに、申立人は、申立期間当時の事業主、同僚又は経理担当者として二人の名前を挙げているが、株式会社Aに係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿及びオンライン記録において当該二人を特定することができない。

加えて、株式会社Aに係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿による

と、昭和 22 年 7 月 1 日から 27 年 3 月 1 日までに被保険者資格を取得した 32 人に申立人の名前は見当たらず、健康保険の番号に欠番は無い上、不自然な訂正等は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 11 月 1 日から 48 年 2 月 14 日まで

私は、申立期間において、A市のB株式会社（昭和 47 年 12 月 12 日にC株式会社に商号変更）が所有する船舶DにE職として乗り組み勤務した。

船員手帳に雇入、雇止の記録があるので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、船員職業安定所の紹介で船舶Dに乗り組んだと主張しているところ、申立人が提出した船員手帳の記録から、申立人は、申立期間に融通船員として船舶Dに乗り組み勤務していたことが確認できる。

しかしながら、C株式会社は既に解散している上、当時の役員及び同社のF事務所で船員保険の担当者であったとされる複数の者も死亡しており、申立期間当時の状況について確認することができない。

また、同僚が提出したC株式会社の「会社便り」には、船舶Dの融通船員は申立人を含む6人、同社が所有する船舶Gの融通船員は2人、同社に雇用されて他の事業所の船舶へ融通されていた船員は1人であることが記載されているところ、申立期間における上記融通船員の船員保険の記録は以下のi) からiii) までのとおりである。

- i) 船舶Dの融通船員のうち、申立人を除く5人についてみると、H職及びI職を含む3人は融通元である他の事業所における船員保険被保険者期間であることが確認でき、2人は船員保険の記録が確認できない。
- ii) 船舶Gの融通船員2人のうち、1人は融通元である他の事業所における船員保険被保険者期間であることが確認でき、他の1人は船員保険の

記録が確認できない。

iii) C株式会社から他の事業所の船舶へ融通されていた1人は、融通元であるC株式会社における船員保険被保険者期間となっている。

以上のことから、申立期間当時、C株式会社では他の事業所から融通された船員を船員保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、C株式会社に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間に船員保険の被保険者資格を取得した者は5人確認できるが、申立人の名前は無く被保険者証の番号に欠番は無い。

このほか、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。